

42. 108. 01

第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い

第4条第1項第8号に関して提出される他人の承諾書には、1. 当該者であることを特定する記載、及び、2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載、を行うものとする。

1. 当該者であることを特定する記載について

(1) 原則、当該者であることを特定するため、承諾書には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所の記載並びに当該者の押印又は署名を必要とする。

なお、住所又は居所の記載に関しては、当該者であることの特定が容易な記載（個人であれば住所、法人であれば本店所在地）であることが望ましい。居所等の記載がされている場合で、意見書等の記載を含めても当該者であることが特定できない場合には、出願人に対して通知書を送付する等により確認をする。

(2) 著名と認められる者であり、当該者の氏名・芸名・筆名等のみで個人が特定可能と判断される場合には、当該者の氏名・芸名・筆名等が明記され、押印又は署名があれば十分とし、住所又は居所の記載がなくても認める。

2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載について

商標登録出願の番号、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を記載した上で、当該出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨を記載する。

3. 承諾書のひな形

(別紙) 参照

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準\(PDF:212KB\)](#)

(別紙)

承諾書

平成 年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称等 (印)
(自署)

私、「〇〇」は、「△△ (出願人の氏名又は名称)」が、下記の商標登録出願について、商標登録を受けることを承諾いたします。

記

1. 商標登録出願の番号

2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第●類
第▲類

以上